

議案第76号

新座市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

新座市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成25年新座市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 建設業法施行令<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。